

第 57 回沼田市発明くふう展開催要項

1 目 的

発明くふう作品を広く募集し一般に公開することで、発明くふう意欲の向上を図ることを目的とする。

2 主 催

沼田市、沼田市教育委員会

3 後 援

群馬県、(一社)群馬県発明協会、沼田商工会議所、沼田市東部商工会

4 会 期

令和7年9月11日(木)～9月19日(金)

※展示時間：午前8時30分～午後5時15分

5 会 場

テラス沼田4階 市民ロビーぱるく

6 出品資格

小学生以上の市民、または市内に住所を有する法人

7 部 門

小中学生の部、一般の部

8 募集作品 ※以下の事項をご確認の上、提出をお願いいたします。

小中学生の部

- ・児童・生徒が発明くふうし、自作したものに限ります。(共同の場合は3名まで)
- ・作品は、縦・横・高さともに1メートル以内、重さ20kg以内。また、展示等に耐えられない壊れやすい構造や材料でできたものでないこと。著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクター等)を一部でも使用した作品、明らかに類似した作品でないこと。作品名に「会社名・商品名等」を使用した作品でないこと。

※ただし、単なる工作品、模倣品、手芸品および図面だけの作品は除きます。

例：教本や指導者に習って作ったもの、模型等の上記に当てはまらないものは対象外です。

一般の部

- ・作品は、縦・横・高さともに2メートル以内、重さ50kg以内。
 - ・また、次のいずれかに該当する作品であること。
 - a. 特許、実用新案、意匠登録済みのもの、または出願中のもの
 - b. 新製品、試作品または教育上効果のある創作品
- ただし、図面だけのものや危険物または公序良俗に反するものは除く。

9 応募方法

所定の出品申込書、説明書により、令和7年9月3日（水）までに沼田市産業振興課商工振興係へ申し込むこと。

10 作品の搬入及び搬出

（１）搬入－ 作品に所定の説明書を添付し、令和7年9月10日（水）午後2時から4時までの間に直接会場（テラス沼田4階 市民ロビーぱるく）へ搬入。

※小中学生の部については、学校でとりまとめのうえ搬入。

（２）搬出－ 令和7年9月19日（金）午後6時30分（表彰式終了後）から午後7時までの間に、会場から搬出。

11 審 査（小中学生の部のみ）

（１）市で委嘱した審査員が作品の審査を行い、入賞作品を決定する。

（２）審査会 ①日時：令和7年9月11日（木）午後6時

②場所：テラス沼田4階 防災会議室 401

12 表 彰（小中学生の部のみ）

（１）審査の結果により、賞状、トロフィー（①～⑧のみ）及び副賞（①～⑦のみ）を贈呈する。また、奨励賞については、賞状及び盾を贈呈する。

なお、佳作については、必要に応じて賞を贈呈する。

① 群馬県知事奨励賞（1点）

② (一社)群馬県発明協会長奨励賞（1点）

③ 沼田市長賞（1点）

④ 沼田市議会議長賞（1点）

⑤ 沼田市教育委員会教育長賞（1点）

⑥ 沼田商工会議所会頭賞（1点）

⑦ 沼田市東部商工会長賞（1点）

⑧ 保坂賞（3点以内）

⑨ 佳 作（若干）

⑩ 優秀校（1校）

⑪ 奨励賞（1校）

（２）出品者全員に記念品を贈呈する。※1人につき1つまで

13 表彰式（小中学生の部のみ）

（１）日時：令和7年9月19日（金）午後6時

（２）場所：テラス沼田4階 防災会議室 401

14 その他

- (1) 出品作品については、主催者においてその保全に留意いたしますが、天災等の不可抗力による破損等については、その責を負いかねますので、予めご了承ください。
- (2) 一般の部の作品は、地区展では審査会・表彰等は行わず、群馬県創意くふう作品展への推薦出品となります。
- (3) 本展における小中学生の部の優秀作品および一般の部の作品は、10月に行われる「群馬県創意くふう作品展」に出品いたします。
- (4) 一般の部の作品の群馬県創意くふう作品展への搬入・搬出（群馬産業技術センター）は原則出品者が行ってください。**

【お申し込み及びお問い合わせ先】

沼田市経済部産業振興課商工振興係 松井

〒378-8501 沼田市下之町 888 番地（テラス沼田 5 階）

TEL : 0278-23-2111（内線 5005）FAX0278-24-5179